

お知らせ

令和 3年 4月16日

資料提供先：合同庁舎記者クラブ
広島県政記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

災害発生時に支援していただける企業を募集します

土砂災害等の自然災害が多くなる時期を前に、国土交通省広島西部山系砂防事務所では、甚大な災害が発生または発生するおそれがある場合の、被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、調査・測量及び対策工法の検討等の活動を実施していただける企業及び応急工事を実施していただける企業を募集します。

募集内容：①「土砂災害対策活動等に関する基本協定」

②「土砂災害応急対策業務(調査・測量等)に関する基本協定」

対象期間：令和 3年 6月 1日 ～ 令和 5年 5月31日【2ヵ年】

募集期間：令和 3年 4月16日 ～ 令和 3年 5月12日

詳細については、別紙添付資料または、ホームページをご覧ください。

中国地方整備局 <http://www.cgr.mlit.go.jp/>

広島西部山系砂防事務所 http://www.cgr.mlit.go.jp/hiroshima_seibu_sabo/

問 い 合 わ せ 先

国土交通省 中国地方整備局 広島西部山系砂防事務所

広島県広島市中区八丁堀3-20

TEL (082) 212-1010 (代表)

FAX (082) 212-1011

担当者 副所長 くにとき まさひろ 国時 正博 (内線 205) 総括①②

工務課長 こうち としお 河内 俊雄 (内線 311) ①

調査課長 くまもと かつふみ 熊本 勝史 (内線 351) ②

※ ①、②は上記「募集内容」に対応。

災害発生時に支援していただける企業を募集します

国土交通省広島西部山系砂防事務所では、土砂災害発生時に調査・測量・設計、応急工事を実施して頂ける企業を募集し、基本協定を結んでいます。

平成30年7月豪雨により発生した土砂災害では、本協定に基づき14社が緊急的な調査・測量・設計及び緊急工事を行い、迅速な応急対策を行う事ができました。

平成30年7月豪雨の協定業者による対応状況

溪流調査



溪流調査(口田南3丁目・小田川)



広島市安佐北区口田南5丁目 矢口川支川

ドローンによる土石流発生状況の確認

応急対策の実施



土石流警報装置設置状況



流路工実施状況



強靱ワイヤーネット設置状況



導流工実施状況

協定業者により応急対策が早期に完了！

①土砂災害対策活動等に関する基本協定

土砂災害応急対策活動等に関する基本協定 募集要領

「土砂災害応急対策活動等に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 土砂災害応急対策活動等に関する基本協定
- (2) 活動場所 広島西部山系砂防事務所管内（別図）における災害応急対策活動等への協力を原則とするが、大規模災害発生時においては、この限りではない。
- (3) 活動内容 広島西部山系砂防事務所管内において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、貴社で保有される建設機械、資材及び労力等により応急対策活動を実施するもの。
- (4) 協定期間 令和3年6月1日 ～ 令和5年5月31日【2ヶ年】

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「一般土木工事」又は「維持修繕工事」の令和3・4年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 平成18年4月1日以降に元請けとして完成・引渡が完了した、中国地方整備局広島西部山系砂防事務所、太田川河川事務所又は広島県が発注した砂防事業に係る工事の施工実績があること。なお、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。
また、当該実績が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」（以下、「CORINS」という。）に登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500万円未満の工事及び、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りでない。
- (6) 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。

- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結

を認めないことがある。

- ② 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 1級建設機械施工技士
- ・ 技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者。
- ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者（建設業法第15条第2号イによる）。

- (7) 基本協定参加資格確認申請書（基本協定参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) 広島地方生活圏内に建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所があること。

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている者で行う。なお協定は2区域を重複して締結することができる。

各区域における協定締結社数は下表のとおりとする。

各区域における協定締結社数

区域1	20社程度
区域2	10社程度
区域3	10社程度

- (2) (1) において、応募者が多数の場合はヒアリング等を実施して決定します。

4. 担当部局

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀3-20

国土交通省中国地方整備局 広島西部山系砂防事務所

TEL 082-212-1010（代表）

工務課長 TEL 082-212-1077 （内線311）

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

- ①基本協定参加資格確認申請書（別記様式1）

- ②過去の施工実績（別記様式2）

※CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出願います。

- ③技術者の資格（別記）様式3）

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。

なお、複数の技術者を登録することは可能。

- ④広島西部山系砂防事務所災害応急対策担当区域図【別図】

※建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所及び資機材置き場

の位置を記入し提出願います。なお、別図の範囲で会社及び資機材置き場の位置が入らない場合は、希望する担当区域との位置関係がわかる縮尺の入った図面等（様式自由）を提出願います。

⑤担当区域希望調査票【別紙－１】

※基本協定は２区域まで重複して締結することができる。なお、重複して希望される方は、希望順位を記載願います。

※大規模災害発生時には、担当区域以外の区間での活動も想定している。

（２）申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）とする。

②受付期間：令和３年４月１６日（金）から令和３年５月１２日（水）までの休日を除く毎日、９時３０分から１７時００分までとする。

③提出場所：４．に同じ。

（３）申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がある場合、書面（様式は自由）により提出願います。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。ＦＡＸでも可。

②受領期間：令和３年４月１６日（金）から令和３年４月２３日（金）までの休日を除く毎日、９時３０分から１７時００分までとする。

③提出場所：４．に同じ。

（４）（３）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期 間：質問を受理してから適宜に、令和３年５月１２日（水）までの休日を除く毎日、９時３０分から１７時００分まで。

②場 所：４．に同じ。

（５）その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となる。

②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断では使用しない。

③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しない。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めない。

⑤協定の相手方として選定されない者に対しては、令和３年５月２１日（金）までに通知する。

⑥本基本協定については、令和３年度末においても追加募集（１カ年協定）を行う予定である。

基 本 協 定 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和 3 年 月 日

担当官

中国地方整備局

広島西部山系砂防事務所長 大山 誠 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

令和 3 年 4 月 1 6 日付けで募集のありました「土砂災害応急対策活動等に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書 5. (1)②に定める過去の施工実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書 5. (1)③に定める技術者の資格等を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書 5. (1)④別図『広島西部山系砂防事務所災害応急対策担当区域図』
- 4 基本協定締結説明書 5. (1)⑤別紙－ 1 『担当区域希望調査票』

問い合わせ先

担当者 ： 中国 太郎

部 署 ： 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号： (代) 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

過 去 の 施 工 実 績

[記入例]

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名 等	
	発 注 機 関 名	
	受 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	最 終 請 負 金 額	
	工 期	平成 年 月 ～ 平成 年 月
	受 注 形 態	単体／J V (出資比率)
工 事 等 内 容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
C O R I N S への登録の有無		有り（登録番号を明記）又は無し

注)・CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

- ・CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事実績が確認できる書面（工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書及び図面等）の写しを添付すること。CORINSデータに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はA3以下に縮小のこと。
- ・CORINSに登録を義務付けている発注機関の工事（500万円未満の工事等は除く。）の場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。
- ・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の氏 名 (フリガナ)	技術者	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
生年月日 (和暦)	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
最終学歴	〇〇大学 〇〇科 〇〇年卒業	
法令等による資格・免許	1 級土木施工管理技士 (取得年及び登録番号)	
貴社に在籍 される技術 者数	1 級土木施工管理技士又 はこれと同等以上の資格 を有する者	
	2 級土木施工管理技士又 は 2 級建設機械施工管理 技士	
	その他	

- ・ 貴社に在籍される技術者を実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、2. (6) ②に示す資格のことです。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- ☐ 基本協定参加資格確認申請書（別記様式１） →必須提出

会社の施工実績関係

- ☐ 過去の施工実績（別記様式２） →必須提出

- ☐ 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）
→CORINSに登録されていない場合及びCORINSで確認できない場合等は必須提出

- ☐ 工事成績評定通知書の写し →必須提出

技術者の資格・経験

- ☐ 技術者の資格（別記様式３） →必須提出

- ☐ 直接的かつ恒常的（３箇月以上）な雇用関係が確認できる資料
→（健康保険被保険者証、監理技術者証等）

- ☐ 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

技術資料

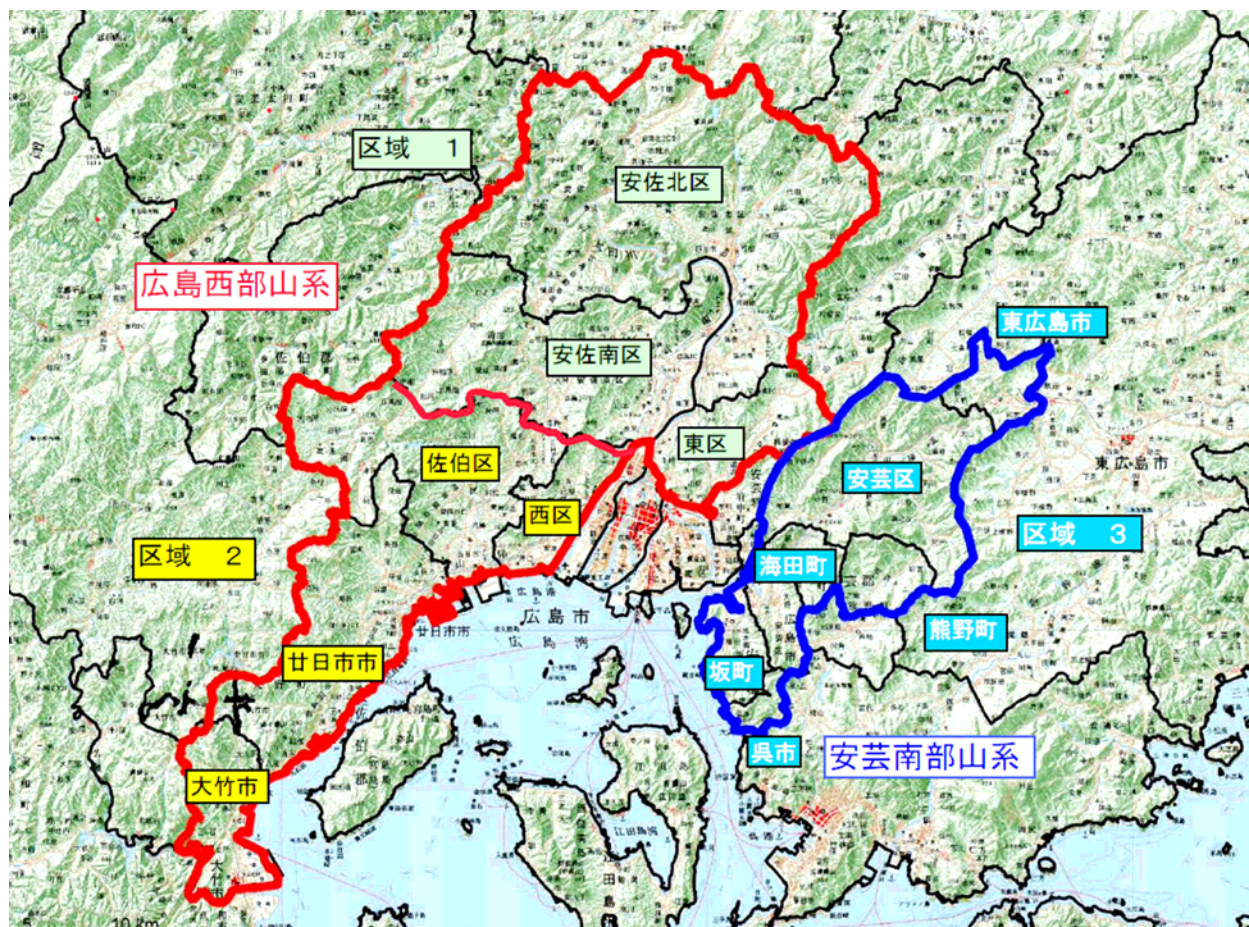
- ☐ 別図『広島西部山系砂防事務所災害応急対策担当区域図』

- ☐ 別紙－１ 『担当区域希望調査票』 →必須提出

- ☐ その他詳細な地図等参考資料 →必要に応じ提出

これらの添付資料が未提出の場合、施工実績、資格、工事経験等が無効（参加資格無し）となりますので、ご注意下さい。

□ 別図『広島西部山系砂防事務所災害応急対策担当区域図』



広島西部山系砂防事務所における担当区域については、以下のとおりである。

○区域 1

- ・広島西部山系直轄砂防事業区域において、広島市安佐北区・安佐南区及び東区に含まれる区域。

○区域 2

- ・広島西部山系直轄砂防事業区域において、広島市西区・佐伯区、廿日市市及び大竹市に含まれる区域。

○区域 3

- ・安芸南部山系直轄砂防事業区域において、広島市安芸区、東広島市、呉市、海田町、坂町及び熊野町に含まれる区域。

別紙－１ 『担当区域希望調査票』

協定締結を希望される区域について、協定締結を希望される順位を記載願います。なお、区域名については、別図『広島西部山系砂防事務所災害応急対策担当区域図』を参照願います。

種類	区 域 名	希望される順位
砂防	区域 1	第 1 希望 ※記載例
砂防	区域 2	第 2 希望 ※記載例
砂防	区域 3	

※基本協定は 2 区域まで重複して締結することができます。
重複して締結を希望する場合は優先順位を記載する。

土砂災害応急対策活動等に関する基本協定(案)

(目的)

第1条 この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省広島西部山系砂防事務所長 大山 誠（以下、「甲」という。）が広島西部山系砂防事務所管内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、広島西部山系砂防事務所管内に建設機械・資材及び労力等（以下、「建設資機材等」という。）を保有している、株式会社 ○○建設 代表取締役社長 ○○ ○○（以下、「乙」という。）に対し、「土砂災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

(活動の実施区域)

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、区域○（以下、「実施区域」という。）を基本とするが、大規模災害発生時には、この限りではない。

(活動内容)

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動は、実施区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、乙で保有する建設資機材等により応急対策活動を実施するものである。

(建設資機材等の報告)

第4条 乙は、本活動を実施するために必要な建設資機材等の数量を把握し、本協定締結後速やかに書面により甲に報告するものとする。
2. 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合、又は甲から要請があった場合は、乙は書面により速やかに甲に報告するものとする。
3. 甲は、甲の保有する建設資機材等を、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第5条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等を提供するものとする。

(出動の要請)

第6条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。ただし、乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲から出動要請がない場合は、乙はその内容について速やかに甲に報告するものとする。
2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、甲は、前項ただし書きの報告を受ける者を、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。

(活動の実施)

第7条 乙は、第6条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。
2. 活動の直接の指示は、広島西部山系砂防事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

(法定外労働災害補償制度の加入確認)

第8条 本協定に基づき甲と乙が請負契約を取り交わす場合は、乙が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。
なお、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。また、当該法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

(契約の締結)

第9条 甲は、乙に第6条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(管理工事請負業者との協力)

第10条 乙は、状況により、甲が別途請負契約を締結している管理工事業者（以下、「丙」という。）と協力して活動を実施するものとする。

2. 甲は、本活動の実施区域を担当する丙の業者名及び連絡先を乙に通知するものとする。

(活動の完了)

第11条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第12条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第8条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第13条 甲は、第11条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第8条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第14条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(有効期限)

第15条 本協定の有効期限は、令和3年6月1日から令和5年5月31日までとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 乙が本協定締結に必要な資格要件を満足しなくなった場合。

二 乙がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められる場合。

三 乙の都合により、本協定に定める事項の履行が不可能となった場合で、乙による契約解除の申し出によりその事由を認めた場合。

(その他)

第17条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲・乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和3年 月 日

甲 国土交通省 中国地方整備局

広島西部山系砂防事務所長 大山 誠

乙 株式会社 ○○建設

代表取締役社長

○○ ○○

②土砂災害応急対策業務（調査・測量等） に関する基本協定

土砂災害応急対策業務(調査・測量等)に関する基本協定 募集要領

「土砂災害応急対策業務(調査・測量等)に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 土砂災害応急対策業務(調査・測量等)に関する基本協定
- (2) 業務場所 広島西部山系砂防事務所管内を基本としますが、大規模災害発生時には、この限りではありません。
- (3) 業務内容 本業務は、広島西部山系砂防事務所管内において地震、豪雨により発生した土砂災害及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに広島西部山系事務所の指示に基づく調査、観測、測量、用地調査及び緊急的な対策工法の検討等をお願いするものです。
- (4) 協定期間 令和3年6月1日 ～ 令和5年5月31日【2ヶ年】

2. 協定締結希望者募集区分

- (1) 土石流危険渓流等における安全点検
- (2) 点検優先度等の検討や点検等の作業時における安全確保等を目的とした、簡易空撮や土石流検知センサーや水位計等の設置による土石流危険渓流等の観測
- (3) 土石流危険渓流等における調査、測量、緊急的な対策工法の検討等
- (4) 緊急的な対応に必要な用地調査等
 - ①土地調査部門
 - ②物件部門
 - ③機械工作物部門
 - ④営業補償・特殊補償部門

3. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 上記募集区分の(1)、(3)については、中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競

争参加資格の再認定を受けていること)。

上記募集区分の(2)については、中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定、令和3・4年度測量業務に係る一般競争参加資格の認定、国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」あるいは「物品の販売」の中国地域の競争参加資格のいずれかを有する者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)

上記募集区分の(4)については、中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和3・4年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者(上記(2))の再認定を受けた者を除く)でないこと。
- (4) 中国地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 募集区分の(1)及び(3)については、平成23年度～令和2年度に完了した業務において、中国地方整備局広島西部山系砂防事務所、太田川河川事務所又は広島県が発注した砂防設備の測量設計業務(測量のみは含まない)の実績を有すること。

募集区分(2)については、業務実績を特に求めない。

募集区分の(4)については、平成23年度～令和2年度に完了した業務において、中国地方整備局又は広島県が発注した用地補償等に関する業務の実績を有すること。

- (7) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。

- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

- ② 以下のいずれかの資格を保有すること。

募集区分の、(1)、(3)について

ア) 技術士(総合技術監理部門:建設一河川、砂防及び海岸、海洋)を有する者。

- イ) 技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸、海洋）を有する者。
- ウ) R C C M（河川、砂防及び海岸、海洋）を有する者。
- エ) 工学博士あるいは農学博士
- オ) 土木学会認定技術者（特別上級土木技術者・上級土木技術者・1級土木技術者）（設計、調査・計画、河川・流域、調査・測量）の資格を有し、「資格認定証」の交付を受けている者。

募集区分の（２）については、上記の資格あるいは測量士の資格を有する者。ただし、基本協定締結説明書の４．（２）のヒアリングにおいて協定を結ぶ者として適当であることが確認できる場合は、これらの資格の保有を条件としない。

募集区分の（４）については、２．（４）①～④に対応する補償業務管理士の資格を有する者。

- （８） 本説明書３（７）②の基準を満たす技術者が在籍する本店、支店又は営業所が、広島県の広島地方生活圏、にあること。【「広島県の広島地方生活圏」とは、安芸高田市、東広島市、広島市、廿日市市、大竹市、竹原市、呉市、江田島市、三原市大和町（旧賀茂郡大和町）、安芸郡（府中町、海田町、坂町、熊野町）、山県郡（北広島町、安芸太田町）、豊田郡（大崎上島町）とする。】

４．基本協定締結者の決定方法

- （１）基本協定の締結は、３．に掲げる応募資格を満たしている方と行ないます。
- （２）募集区分（２）については、災害時における実用性についてヒアリングを実施して決定します。ヒアリングは５月１３日（木）から５月１７日（月）での実施を予定しています。
- （３）全ての募集区分について、応募者が多数の場合はヒアリング等を実施して決定することがあります。

５．担当部局

〒 7 3 0 - 0 0 1 3 広島県広島市中区八丁堀 3 - 2 0

国土交通省中国地方整備局 広島西部山系砂防事務所 調査課 専門官

T E L 0 8 2 - 2 1 2 - 1 0 1 0（代表）

T E L 0 8 2 - 2 1 2 - 1 0 7 8（直通） 内線 3 5 0

F A X 0 8 2 - 2 1 2 - 1 0 1 1

６．応募資格の確認等

（１）申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

○全募集区分共通

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式１】

②総括的に管理する技術者の資格【別記様式２】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、複数の技術者を登録することは可能です。ただし、技術者が在籍する本店、支店又は営業所が、広島県の広島地方生活圏にあること。

③協定締結希望募集区分調査票【別紙－１】

※希望される募集区分を記載してください。

④ドローンの活用【別紙－１】

※ドローンでの写真撮影・動画撮影可否を記載してください。

○募集区分（２）のみ

④観測方法・機器の詳細について【別記様式３】

○募集区分（１）、（３）について

⑤企業が受注した中国地方整備局広島西部山系砂防事務所、太田川河川事務所又は広島県発注業務の実績【別記様式４】

○募集区分（４）について

⑥企業が受注した中国地方整備局又は広島県発注業務の実績【別記様式４】

（２）申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと）とします。

受付期間：令和３年４月１６日（金）から令和３年５月１２日（水）までの休日を除く毎日、９時３０分から１７時００分までとする。

①提出場所：５．に同じ。

（３）申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。ＦＡＸでも可。

②受領期間：令和３年４月１６日（金）から令和３年４月２３日（金）までの休日を除く毎日、９時３０分から１７時００分までとする。

③提出場所：５．に同じ。

（４）（３）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期 間：質問を受理してから適宜に、令和３年５月１２日（水）までの休日を除く毎日、９時３０分から１７時００分まで。

②場 所：５．に同じ。

（５）その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

②提出された申請書（追加資料を含む）は、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。

③提出された申請書（追加資料を含む）は、返却しません。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は、認めません。

- ⑤協定の相手方として選定されない者に対しては、令和３年５月２１日（金）までに通知します。
- ⑥本基本協定については、令和３年度末においても追加募集（１カ年協定）を行うことを予定します。

令和3年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

広島西部山系砂防事務所長 大山 誠 殿

住 所

会 社 名 〇〇コンサルタント(株)

代 表 者 氏 名

令和3年4月16日付けで募集のありました「土砂災害応急対策業務(調査・測量等)に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書6.(1)②に定める技術者の資格等を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書6.(1)③に定める協定締結区分の希望を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書6.(1)④に定める観測方法・機器の詳細について記載した書面
- 4 基本協定締結説明書6.(1)⑤、⑥に定める企業の実績を記載した書面

※3については募集区分(2)で必要になります

※4については募集区分(1)、(3)、(4)で必要になります

問い合わせ先

担当者 : 〇〇 〇〇

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(別記様式2)

技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

希望募集区分：

技術者の氏名 (フリガナ)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	生年月日	昭和○○年○○月○○日
所 属 ・ 役 職			
保 有 資 格	技 術 士（部門： 分野： 登録番号： ・ 取得年月日： ） R C C M （部門： 分野： 登録番号： ・ 取得年月日： ） 土木学会認定技術者（資格分野： 技術分野： 登録番号： ・ 取得年月日： ） 測量士 （登録番号： ・ 取得年月日： ） 補償業務管理士（部門： 登録番号： 取得年月日： ） そ の 他 （ ）		

(別記様式3)

観測方法・機器の詳細について

会 社 名： ○ ○ 株式会社

技術者氏名： ○○ ○○

1. 観測対象

災害時に適用が想定される事態、現象、機器投入のタイミング等について詳細に記述してください。

2. 観測方法・機器について

観測方法や機器について図表等を用いて詳細に記述してください。

3. 観測に要する費用等について

観測に要する費用等について、上記した観測対象を現場条件として、概算で記述してください。

4. 機器等の特徴について

使用する機器等について、他社と比較して特徴がある場合は詳細に記述してください。

5. その他

その他、災害時の観測にあたり知っておいた方がよい条件等（例えば電源について）があれば記載してください。

(別記様式 4)

企 業 の 実 績

会 社 名 : ○ ○ 株式会社

希望募集区分 :

テクリス登録番号	完了年度	業務名称
	平成〇〇年	

- ※ 複数の募集区分に応募する場合など、必要があれば行を追加して記入してください。
- ※ テクリスに登録されていない等で業務実績が証明できない場合は、業務の実績が確認できる書面（契約書類等）の写しを添付してください。テクリスデータに業務概要等が登録されていない場合は、それらを確認できる仕様書等の写しを添付してください。

別紙－ 1

1. 『協定締結希望募集区分調査票』

協定締結を希望する募集区分について、協定締結を希望する順位を記載願います。

(記入例)

希望する順位	募集区分
第 1 希望	(2)
第 2 希望	(4) ①
第 3 希望	(4) ②
第 4 希望	(1)
第 5 希望	(3)
第 6 希望	(4) ③

※ 希望する募集区分が 1 区分のみであれば、第 1 希望のみ記載してください。

2. 『ドローンの活用』

災害時にドローンを活用した写真撮影・動画撮影の可否を記載願います。

ドローンの活用	可 ・ 否
---------	-------

※ 写真撮影・動画撮影の作業を想定しています。

※ ドローン活用の可否によって、契約締結に影響するものではありません。

参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- ☐ 基本協定参加資格確認申請書（別記様式 1） →必須提出

技術者の資格

- ☐ 技術者の資格（別記様式 2） →必須提出
- ☐ 直接的かつ恒常的（3 箇月以上）な雇用関係が確認できる資料
→（健康保険被保険者証等） →必須提出
- ☐ 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

- ☐ 観測方法・機器の詳細について（別記様式 3） →募集区分（2）のみ

- ☐ 企業の実績（別記様式 4） →募集区分（1）、（3）、（4）について

- ☐ 別紙－1 『協定締結希望募集区分調査票』、『ドローンの活用』 →必須提出

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意下さい。

土砂災害応急対策業務(調査・測量等)に関する基本協定(案)

(目的)

第1条 この協定は、地震、豪雨により発生した土砂災害及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省広島西部山系砂防事務所長 大山 誠(以下、「甲」という。)が管理する広島西部山系砂防事務所の砂防設備において災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合に、株式会社 ○○コンサルタント 代表取締役社長 ○○ ○○(以下、「乙」という。)に対し、「災害応急対策業務(調査・測量等)(以下、「業務」という。)」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

(業務の実施区域)

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、広島西部山系砂防事務所管内(以下、「実施区域」という。)を基本とするが、大規模災害発生時には、この限りではない。

(業務の内容)

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、甲の指示に基づく実施区域における災害状況の把握と報告並びに調査、観測、測量、用地調査等及び緊急的な対策工法の検討等とする。

※協定名及び第1条、第2条、第3条については協定相手方により文面が異なります

(業務の要請)

第4条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本業務を実施するための出動を書面(第1報は電話で可)により要請するものとする。ただし、乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲が災害状況を把握していない場合は、乙はその内容について速やかに甲に報告するものとする。

2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

(業務の実施)

第5条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2. 業務の直接の指示は、広島西部山系砂防事務所所属職員のうち甲が指定する者(以下、「指示者」という。)が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 甲は、乙に第4条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(業務の完了)

第7条 乙は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第6条により締結した契約に基づき、

甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第9条 甲は、第8条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第6条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第10条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（有効期限）

第11条 本協定の有効期限は、令和3年6月1日から令和5年5月31日までとする。

2. 本協定に定める活動に必要となる一般競争参加資格が失われた場合、失われた日をもって、この協定も失効するものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和3年 月 日

甲 国土交通省 中国地方整備局

広島西部山系砂防事務所長 大山 誠

乙 株式会社 ○○コンサルタント

代表取締役社長 ○○ ○○